

2002年3月 日

衆議院議長 様

参議院議長 様

取り扱い団体

組合

住所

課税最低限度額の改善に関する請願

【請願趣旨】

近年、「雇用の流動化」によって、パート・アルバイト労働者が急激に増加しており、日本の経済社会の基幹部分を支えるまでになっています。しかしその賃金は、正規労働者の5割程度という低さです。この低賃金構造を支えるもののひとつに、課税最低限度額の低い水準があります。賃金の伸び率以下に抑えられ、しかも1995年にわずかに引き上げられて以来、6年間据え置かれたままになっています。この税制のもとで、賃上げ要求は抑え込まれ、就労調整をせざるをえない労働者の困難があります。

全労連がとりくんだ「パート労働者の労働実態と要求アンケート」の調査結果でも、課税最低限度額の周辺で働いているパート労働者から低すぎる課税最低限度額に対して大幅な引き上げを求める切実な声が多く寄せられています。また、暮らしを守り、不況を打開するためにも、低所得者層に負担割合が大きい消費税率の引き下げや最低生活費をカバーし、自立できる賃金の確保も急務となっています。

こうしたパート・アルバイト労働者をはじめとする勤労国民に、憲法でうたわれている「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」を保障することは、わが国の経済・社会の安定にとって欠かせないことです。

国民の最低生活費には課税しないという税制の基本原則に立ち返り、基礎控除の大幅な引き上げで、課税最低限度額の抜本的な改正が求められています。

【請願事項】

1. 所得税の基礎控除を大幅に引き上げ、課税最低限度額を改善すること

議会
議長 様

住所：
団体名： 印
代表者名 印

「全国一律最低賃金制度の確立等を国に要請する意見書」採択の陳情書

いま、最低賃金ぎりぎりでの求人が増えています。愛知県労働組合総連合に結集する東三河労連がこの間とりくんでいる求人広告における時間給の調査でも平均額が下がってきており、また、なかには時間給681円(愛知県の最低賃金の時間額)を下回る募集もありました。

財界・日経連は労働者を長期蓄積能力活用型、高度専門能力活用型、雇用柔軟型の3種類に分け、年俸制や時間給労働者を増やそうとしています。とりわけ短時間労働者は増加が激しく、愛知県内では94万人もいます。その多くの人たちは、最低賃金を底にして、平均でも850円という低い賃金で働かざるを得ない状況です。仮に現行の最低賃金で1ヵ月働いたとしても119,834円にしかありません。ここから租税公課を差し引くと、100,330円にしかありません。これは20歳から40歳の生活保護基準よりも低い金額です。

生活保護は生計費原則が貫かれているのに対し、最低賃金は労働者の生計費、類似の労働者の賃金および事業の支払能力の三つを考慮して決めることになっています。しかし実態は、労働者の生計費は後景に押しやられ、類似の労働者の賃金や事業の支払能力が優先される結果となっています。

低賃金で働く人の賃金・労働条件の改善を図ることは、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保につながり、日本経済の健全な発展にも貢献することになります。

つきましては、貴議会には下記の陳情事項に記す内容で、地方自治法第99条の規定にもとづく「意見書」を国・関係省庁へご提出していただきたく、ここに陳情いたします。

【陳情事項】

1. 現行の「最低賃金法」を全面改正し、全国一律の新しい最低賃金制を確立すること。この法制化にあたっては、金額は生計費を基礎に労使の団体交渉を中心に決めるとともに、監督と罰則を厳しくし、これが年金支給額や生活保護基準、下請け単価、米価の労賃などナショナル・ミニマム(すべての生活保障の最低基準)の基軸となることなどを原則とすること。

2. 愛知県の地域包括最低賃金の格付を現行の「Bランク」から「Aランク」に引き上げること。また、地域包括最低賃金は、法律どおり月額表示をすることとし、月額15万円に引き上げること。日額7400円、時間額1000円とすること。

3. 最低賃金は、本来最低生計費であり、非課税とすること。また、課税最低限度額は、180万円以上に引き上げること。

以上について、国および関係省庁へ「意見書」を提出すること。

以上

全国一律最低賃金制度の確立等を求める意見書(案)

いま、最低賃金ぎりぎりでの求人が増えています。愛知県労働組合総連合に結集する東三河労連がこの間とりくんでいる求人広告における時間給の調査でも平均額が下がってきており、また、なかには時間給681円(愛知県の最低賃金の時間額)を下回る募集もありました。

財界・日経連は労働者を「長期蓄積能力活用型」「高度専門能力活用型」「雇用柔軟型」の3種類に分け、年俸制や時間給労働者を増やそうとしています。とりわけ短時間労働者は増加が激しく、愛知県内では94万人もいます。その多くの人たちは、最低賃金を底にして、平均でも850円という低い賃金で働かざるを得ない状況です。仮に現行の最低賃金で1ヵ月働いたとしても119,042円にしかありません。ここから租税公課を差し引くと、100,330円にしかありません。これは20歳から40歳の生活保護基準よりも低い金額です。

生活保護は生計費原則が貫かれているのに対し、最低賃金は労働者の生計費、類似の労働者の賃金および事業の支払能力の三つを考慮して決めることになっています。しかし実態は、労働者の生計費は後景に押しやられ、類似の労働者の賃金や事業の支払能力が優先される結果となっています。

低賃金で働く人の賃金・労働条件の改善を図ることは、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保につながり、日本経済の健全な発展にも貢献することになります。

以上の立場から、下記の項目をふまえ、法改正を含む改定措置をおこなうよう求めるものです。

記

1. 現行の「最低賃金法」を全面改正し、全国一律の新しい最低賃金制を確立すること。この法制化にあたっては、金額は生計費を基礎に労使の団体交渉を中心に決めるとともに、監督と罰則を厳しくし、これが年金支給額や生活保護基準、下請け単価、米価の労賃などナショナル・ミニマム(すべての生活保障の最低基準)の基軸となることなどを原則とすること。

2. 愛知県の地域包括最低賃金の格付を現行の「Bランク」から「Aランク」に引き上げること。また、地域包括最低賃金は、法律どおり月額表示をすることとし、月額15万円に引き上げること。日額7400円、時間額1000円とすること。

3. 最低賃金は、本来最低生計費であり、非課税とすること。また、課税最低限度額は、180万円以上に引き上げること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成14年 月 日

愛知県 議会

内閣総理大臣宛て